

平成28年9月21日

会員各位

岐阜県行政書士会  
第一業務部長 伊藤 寛純  
建設部会長 林 衛

業務研修会における質疑応答について

先の8月24日を開催しました業務研修会につきましては、多数の会員の皆様方に参加いただき、誠にありがとうございました。

県土整備部技術検査課担当者から、研修会での質疑応答で回答されました平成17年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者について補足の説明・周知文書が別添のとおり、本会に届きましたので周知致します。

なお、質疑応答の際、質問がありました「解体工事施工技士の資格証と登録証がセットになっているが、経審受審の際、両方とも原本確認が必要でしょうか」について確認したところ「いずれか一点の原本確認で良い」という回答を得ましたので、併せてお知らせ致します。

(別添)

質疑応答の際、ご質問をいただきましたが、その回答について一部訂正がございましたのでお知らせします。

登録解体工事試験については、平成28年8月1日より登録試験が設定され、これから合格者が出てくるため現在ある証明書の資格は加点対象ではないのではないかという主旨の回答をいたしましたが、取扱いを再確認したところ、

「全国解体工事業団体連合会の行った平成17年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者について、解体工事業に係る一般建設業の主任技術者の要件の一つに位置づけられたため、これらの既合格者も経審の加点対象とする。」とされており、全国解体工事業団体連合会の解体工事施工技士試験の合格者であれば、28年度以前の合格者でも「コード060：登録解体工事試験」の加点対象でしたので訂正いたします。

また、許可上の取扱いについては以下のとおりです。

解体工事施工技士試験の合格者は、平成17年度までの解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者も含めて、許可の上でも一般建設業の技術者として認められます。平成27年度までに合格した土木・建築施工管理技士等が受講すべき「登録解体工事講習」については、従来より存在した解体工事業登録業者の技術管理者となるために受講すべき講習とは別の講習になりますので、技術管理者となるための講習を受講しても解体工事業の技術者となることはできません。

これらについても、当日の説明に不明確な点がございましたので、併せて補足させていただきます。  
(参考資料添付します。)

この件について、大変お手数ではありますが出席された方々に周知願います。

よろしくお願ひします。

岐阜県 県土整備部 技術検査課

建設業係 主事 奥田 貴也





## 建設業法における登録解体工事試験の実施機関一覧

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号、以下規則)という)第7条の4の規定により国土交通大臣の登録を受けた試験(以下「登録解体工事試験」という。)を実施している機関は次のとおりです。今後、登録解体工事試験実施機関が追加または廃止された場合は、随時更新します。なお、試験の実施日時、会場及び受験申込方法等は登録解体工事試験実施機関にお問い合わせください。

※平成17年度までに実施された解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者についても登録解体工事試験を合格した者とみなすこととしています。

(平成28年8月1日更新)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号	初回登録日
1	公益社団法人全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀4丁目1番3号	03-3555-2196	平成28年8月1日

Copyright© 2008-2016 MLIT Japan. All Rights Reserved.



## 建設リサイクル法における登録試験の実施機関一覧

国土交通大臣の登録を受けた登録試験を実施している機関は次のとおりです。今後、登録試験実施機関が追加または廃止された場合は、随時更新します。なお、試験の実施日時、会場及び受験申込方法等は登録試験実施機関にお問い合わせください。

また、株式会社日本解体工事技術協会（以下、「協会」という。）においては、平成20年12月31日をもって、登録試験に係る事務の全てを廃止する事となりました。

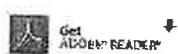
協会が発行した合格証明書は引き続き有効です。合格証明書の再発行等については、協会より一部事務を承継した社団法人全国解体工事業団体連合会にお問い合わせください。

（平成28年8月1日更新）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号	初回登録日
1	公益社団法人全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀4丁目1番3号	03-3555-2196	平成13年8月14日

[« 前ページへ](#)

[各種実施機関一覧ページへ »](#)



（別ウインドウで開きます）

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。

左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください（無償）。

Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合は[こちら](#)をご覧ください。

**全解工連**

Japan Demolition Contractors Association  
公益社団法人全解工事業団体連合会  
<http://www.zenkaikouren.or.jp/>

- ◆ 職 種
- ◆ 沿 緯
- ◆ 会 員
- ◆ 講 習・試 験
- ◆ リン ク
- ◆ HOME

平成27年度(第24回)解体工事施工技士試験

国土交通大臣登録解体工事試験実施機関登録番号1  
国土交通大臣登録試験実施機関登録番号1  
主催: 公益社団法人全国解体工事業団体連合会

•解体工事施工技士資格とは

「建設業法施行規則第七条の四」に規定された国土交通大臣登録解体工事試験(登録番号1)です。登録解体工事試験(解体工事施工技士)の合格者は、一般建設業営業所専任技術者(主任技術者)の技術者要件の一つとされています。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(解体工事業に係る登録等に関する省令第七条第三号)に規定された国土交通大臣登録試験<登録番号1>です。

解体工事施工技士試験の合格者は、解体工事業の登録及び施工に必要な技術管理者の資格要件の一つとされています。

① 試験日時

平成28年12月4日(日)、12:20~16:30(入室時間12:00)

② 合格発表

平成29年2月10日(金)

③ 試験地

・北海道(札幌市)・宮城県(仙台市)・東京都(新宿区)・新潟県(新潟市)・福井県(福井市)・静岡県(静岡市)・愛知県(名古屋市)・大阪府(大阪市)・広島県(広島市)・徳島県(徳島市)・福岡県(福岡市)・宮崎県(宮崎市)・沖縄県(浦添市)

④ 受験資格

解体工事の実務経験が一定年数以上必要です。

学歴		必要な解体工事の実務経験年数	
		指定学科を卒業した者	指定学科以外を卒業した者
イ	新制大学又は旧制大学を卒業した者	卒業後1年6ヶ月以上	卒業後2年6ヶ月以上
ロ	短期大学、高等専門学校(5年制)又は旧制専門学校を卒業した者	卒業後2年6ヶ月以上	卒業後3年6ヶ月以上
ハ	新制高等学校、旧制中学又は旧制実業学校(甲種)を卒業した者	卒業後3年6ヶ月以上	卒業後5年6ヶ月以上
二	その他の者	8年以上	

(注)①「指定学科」は国土交通省令(施工技術検定規則(土木施工管理・建築施工管理))に規定する学科です。

②「実務経験」は解体工事に関するものに限ります。

③「実務経験年数」は平成28年10月31日現在で計算してください。

⑤ 受験料

18,360円(税込み)

[合格者が登録する際は、資格者証及び登録証交付手続料として別途4,320円(税込み)]



## 建設業法における登録解体工事講習の実施機関一覧

建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成27年国土交通省令第83号)附則第2条第2項及び第3条第2項の規定により読み替えられた建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号、以下規則)という。)第18条の3の2の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録解体工事講習」という。)を実施している機関は次のとおりです。今後、登録解体工事講習実施機関が追加または廃止された場合は、随時更新します。なお、講習の実施日時、会場及び受講申込方法等は登録解体工事講習実施機関にお問い合わせください。

(平成28年8月1日更新)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号	初回登録日
1	公益社団法人全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀4丁目1番3号	03-3555-2196	平成28年8月1日

Copyright© 2008–2016 MLIT Japan. All Rights Reserved.

# 国土交通省

## 建設リサイクル法における登録講習の実施機関一覧

「解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年5月18日国土交通省令第92号)」第7条第2号に規定されている国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を実施している機関は次のとおりです。今後、登録講習実施機関が追加または廃止された場合は、随時更新します。なお、講習の実施日時、会場及び受講申込方法等は登録講習実施機関にお問い合わせください。

※平成28年6月1日施行の「建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)」に規定されている登録解体工事講習ではありません。

また、株式会社日本解体工事技術協会(以下、「協会」という。)においては、平成20年12月31日をもって、登録講習に係る事務の全てを廃止する事となりました。

協会が発行した講習修了証は引き続き有効です。講習修了証の再発行等については、協会より一部事務を承継した社団法人全国解体工事業団体連合会にお問い合わせください。

(平成28年8月1日更新)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号	初回登録日
1	公益社団法人全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀4丁目1番3号	03-3555-2196	平成13年8月14日

[«前ページへ](#) [次ページへ»](#)

Copyright© 2008-2016 MLIT Japan. All Rights Reserved.

**全解工連**

Japan Demolition Contractors Association  
公益社団法人全国解体工事業団体連合会  
<http://www.zenkaikouren.or.jp/>

◆ 概要  
◆ 沿革  
◆ 会員  
◆ 講習・試験  
◆ リンク  
◆ HOME

講習・試験 日程開催地等の紹介

**平成28年度(第17回)解体工事施工技術講習**

(解体工事業に係る登録等に関する省令(国土交通省令)第七条第二号の登録講習)  
主催: 公益社団法人全国解体工事業団体連合会

**平成28年度解体工事施工技術講習申込書送付依頼書**

申込書は2部まで無料です。3部以上は有料(送料込みで200円。送付依頼書を送る際に200円切手を同封してください)です。たとえば、申込書を3部請求される場合の費用は200円です。4部の場合は400円です。

本紙とともに費用分の切手か定額小為替を購入して送付依頼書と一緒に全解工連へ送付してください。

\*定員に達した場合は締め切ります。(申込状況は全解工連ホームページに公表します)

申込期間: 平成28年8月30日から講習開催日の2週間前までといたします。ただし定員に達した場合は締め切ります。

①日程・開催地・定員

日程	開催地	会場	定員
9/29(木)・30(金)	宮城	TKPガーデンシティ仙台	200名
10/6(木)・7(金)	大阪	新梅田研修センター	120名
10/11(火)・12(水)	沖縄	結の街	80名
10/13(木)・14(金)	徳島	徳島県建設センター	100名
10/18(火)・19(水)	広島	RCC文化センター	120名
10/20(木)・21(金)	福岡	福岡建設会館	200名
10/25(火)・26(水)	愛知	TKP名古屋駅前カンファレンスセンター	66名
10/27(木)・28(金)	北海道	TKP札幌カンファレンスセンター	62名
11/1(火)・2(水)	新潟	朱鷺メッセ	150名
11/3(木)・4(金)	静岡	静岡労政会館	120名
11/8(火)・9(水)	東京	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター	200名
11/10(木)・11(金)	宮崎	宮崎建友会館	200名

②講習内容

解体工事施工技術講習は、建築物等の解体工事に携わる者等が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(略称:建設リサイクル法)」、その他の関連法令等に的確に対応できる解体工事施工技術を確保することを目的として、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する講習です。

(登録解体工事講習とは異なります。)

専用のテキストを使用し、連続2日間の日程で実施します。

この講習は、国土交通省令(解体工事業に係る登録等に関する省令(国土交通省令)第七条第二号の登録講習)に基づく登録講習です。修了者は、建設リサイクル法による解体工事業の登録及び施工に必要な技術管理者の資格要件として一定の実務経験年数が必要な場合に1年間の短縮措置が受けられます。

受講資格は特にありません。

【第1日目】 受付: 9:00～ 講義: 9:20～17:00	①建設業法・建設リサイクル法・改正リサイクル法等・②労働安全衛生法・規則等・労働災害統計・事例、KYT ③石綿障害予防規則・大気汚染防止法・フロン排出・抑制法④廃棄物処理法・廃棄物の基礎知識・建設廃棄物処理指針・有害物処理
---------------------------------------	---